

佐賀県告示第 417 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 27 年 9 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 (1) 廃止年月日 平成 27 年 3 月 31 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二夕子三丁目 155 番地 4
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護北波多事業所
所在地 唐津市北波多徳須恵 1424 番地 1
サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護
- 2 (1) 廃止年月日 平成 27 年 3 月 31 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二夕子三丁目 155 番地 4
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護肥前事業所
所在地 唐津市肥前町万賀里川 953 番地 10
サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護
- 3 (1) 廃止年月日 平成 27 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目 155 番地 4

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護呼子事業所

所在地 唐津市呼子町呼子 2246 番地

サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護

4 (1) 廃止年月日 平成 27 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目 155 番地 4

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護七山事業所

所在地 唐津市七山仁部 98 番地 5

サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護

5 (1) 廃止年月日 平成 27 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 唐津市長

所在地 唐津市西城内 1 番 1 号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市特別養護老人ホーム宝寿荘ショートステイ

所在地 唐津市呼子町殿ノ浦 797 番地 23

サービスの種類 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

6 (1) 廃止年月日 平成 27 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 唐津市長

所在地 唐津市西城内 1 番 1 号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市特別養護老人ホーム宝寿荘

所在地 唐津市呼子町殿ノ浦 797 番地 23

サービスの種類 介護老人福祉施設

7 (1) 廃止年月日 平成 27 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア九州株式会社

所在地 熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 セントケア訪問看護ステーション佐賀

所在地 小城市小城町廿地 217 番地 1

サービスの種類 訪問看護及び介護予防訪問看護